輸第4873号	配合肥料	ＨＩＧＨ・Ｐ	株式会社ユー・エス・シー・インターナショナル・カンパニー　東京都府中市日鋼町１番地１
輸第4874号	配合肥料	ＨＩＧＨ・Ｋ	株式会社ユー・エス・シー・インターナショナル・カンパニー　東京都府中市日鋼町１番地１

有効期間が平成32年10月19日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称　住所
輸第145号	硫酸加里	49.0硫酸加里	住友商事株式会社　東京都中央区晴海１丁目８番11号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

１　生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号	生第88077号、生第88425号、生第88881号、生第88882号、生第89239号
変更前	青森県上北郡おいらせ町松原二丁目132番地35
変更後	青森県上北郡おいらせ町松原二丁目132番地1
登録番号	輸第10138号、輸第10147号、輸第13287号、輸第13288号
変更前	東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
変更後	東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
登録番号	輸第13645号、輸第13646号、輸第13648号、輸第13795号
変更前	福岡県福岡市南区高宮二丁目３番３－706号
変更後	福岡県福岡市中央区小笹三丁目９番27－105号

２　肥料の名称の変更

登録番号	生第100150号
変更前	化成肥料888
変更後	くみあいエコ化成ＮＨ888号

○農林水産省告示第八百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称　住所
生第83867号	汚泥発酵肥料	クリーンシステム菊間１号	今治市　愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１
生第89088号	混合りん酸肥料	粒状けい酸りん肥特号	株式会社ブイネット　石川県七尾市藤野町ロ部38番地
生第93058号	配合肥料	ＪＦＣ－Ｆ１号	株式会社ジャット　大阪府大阪市中央区瓦町四丁目６番８号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百二十六号

平成二十一年八月二十日付け国土交通省告示第九百十号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

工事の区域の欄を次のように改める。

下関市長府扇町一番地五の標柱（北緯三四度〇一分三五・六三六秒・東経一三一度〇〇分四五・二四五秒）の地点	
(1)	(1)に掲げる地点から一一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
(2)	(2)に掲げる地点から一五一度〇九分五三秒五一〇・九八メートルの地点
(3)	(3)に掲げる地点から二一八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点
(4)	(4)に掲げる地点から三一〇度四三分〇三秒一三一・一六メートルの地点
(5)	(5)に掲げる地点から二一八度一二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点
(6)	(6)に掲げる地点から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点
(7)	(7)に掲げる地点から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
(8)	(8)に掲げる地点から三一〇度一一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
(9)	(9)に掲げる地点から三一〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
(10)	(10)に掲げる地点から三一〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
(11)	(11)に掲げる地点から三一度一一分四四秒一三四・四四メートルの地点
(12)	(12)に掲げる地点から三一〇度〇八分一四秒三一・〇六メートルの地点
(13)	(13)に掲げる地点から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
(14)	(14)に掲げる地点から三一〇度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
(15)	(15)に掲げる地点から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
(16)	(16)に掲げる地点から三一〇度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
(17)	(17)に掲げる地点から三一四〇度三四分一七秒一八六・七〇メートルの地点
(18)	(18)に掲げる地点から二一八度一二分〇八秒九八・八三メートルの地点
(19)	(19)に掲げる地点から二一九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
(20)	(20)に掲げる地点から三一四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点
(21)	(21)に掲げる地点から三一四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点

次に掲げる(1)から(34)の地点を順次に結んだ線と(1)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線、及び(35)から(140)の地点を順に結んだ線と(35)に掲げる地点と(140)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域